修了証再交付申請書

【　内容　】

十勝管内の消防機関で実施した下記講習会で交付された修了証について、亡失、滅失、汚損若しくは破損又は記載事項の変更が生じた場合の再交付の申請となります。

甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習、乙種防火管理講習
防災管理新規講習、防災管理再講習
甲種防火管理・防災管理新規講習（併催）、甲種防火管理・防災管理再講習（併催）

【　根拠法令　】

消防法施行規則第２条の３第５項ほか

【　申請について　】

修了証再交付申請には、申請書、身分証明書（運転免許証、旅券など）のコピーが必要となります。

遠隔地に在住している等、郵送による再交付を希望される場合

上記のほかに、返信用封筒（角３封筒277mm×216mm又は角２封筒332mm×240mm）に120円切手（定形外郵便50g以下）を貼付し、同封して郵送してください。

【　提出部数　】

１部

【　提出先　】 本申請は、すべて消防局予防規制課となります。

消防署等の名称	所在地	電話	受付可否 受付時間	備考
消防局予防規制課	帯広市西６条南６丁目３－１（消防庁舎３階）	0155-26-9124	平日8時45分 ～17時30分	